

高砂市 PPP（公民連携）導入指針

2016(平成 28)年 9 月
2021(令和 3)年 4 月改定

高砂市

| 改定内容 | | 制定／改定 |
|----------------------|--|-------|
| 高砂市 PPP（公民連携）導入指針の制定 | | H28.9 |
| 高砂市 PPP（公民連携）導入指針の改定 | | R3.4 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度組織改正及び高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例制定に伴う改訂 ・本指針策定後に進めてきた取組を踏まえ、さらに PPP を推進するために、章構成を見直し、第 3 章、第 4 章、第 5 章※、第 6 章、第 7 章を追加 <p>※第 5 章については、国土交通省官民連携モデル形成支援を活用したものである。</p> | |

目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 指針の策定について | 1 |
| 1 指針の概要..... | 1 |
| 2 基本方針..... | 2 |
| 3 目指すべき方向性..... | 2 |
| 第2章 PPP手法導入の検討について | 3 |
| 1 PPP手法導入の範囲と事業類型..... | 3 |
| 2 推進体制..... | 5 |
| 3 対象事業と検討の流れ..... | 6 |
| 4 評価..... | 14 |
| 5 留意事項..... | 15 |
| 第3章 民間委託発注方法について | 16 |
| 1 競争手法と契約方式について..... | 16 |
| 2 発注方法の検討..... | 18 |
| 3 企画競争について..... | 19 |
| 第4章 民間提案制度について | 21 |
| 第5章 計画策定に併せた民間提案についてのガイドライン | 22 |
| 1 ガイドラインについて..... | 22 |
| 2 各プロセスの考え方や留意点..... | 26 |
| 第6章 PPP/PFI 推進に関する本市の基本的な姿勢について | 38 |
| 1 基本的な考え方..... | 38 |
| 2 提案に際する準備の取扱い..... | 38 |
| 3 民間提案の取扱いについて..... | 38 |
| 4 民間事業者の知的財産に関する取扱い..... | 38 |
| 第7章 検討事例 | 39 |
| 1 計画策定と合わせた事業者提案の実現およびガイドラインの作成..... | 39 |
| 2 PPP手法に基づく事業発案に対する検討..... | 40 |
| 様式1【PPP手法導入検討シート】 | 41 |
| 様式2【PPP手法導入チェックリスト】 | 42 |
| 様式3【PPP手法導入評価シート】 | 43 |
| 高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例 | 44 |

第1章 指針の策定について

1 指針の概要

(1) 目的

本市は、第5次高砂市総合計画の基本目標の一つとして「もっと行政が寄り添うまち【共治 共有】」を掲げています。これからの行財政経営は、事務の民間委託や内部事務の見直しを推進するとともに、正規職員が担うべき業務の明確化によるコア業務への集中や経営体制の整備を検討し、効果的かつ質の高い公共サービスの提供に努めることが必要です。

また、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、市民に対する低廉かつ良好な公共サービスの提供を確保し、地域経済の健全な発展に寄与するため、行政主体による公共サービスについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するガイドラインとして、「高砂市 PPP（公民連携）導入指針」を策定します。

(2) PPP 手法について

Public Private Partnership（公民連携、以下「PPP」という。）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る公民連携の手法の総称です。

(3) 国の動向について

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」において、多様な PPP 手法について、地域の実情を踏まえて、導入を優先的に検討することが必要であるとし、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）」に基づき、優先的検討規程を策定するよう人口 20 万人以上の地方公共団体に要請し、これ以外の地方公共団体においても、指針を踏まえ、必要に応じて同様に取組むことを求めています。

本市は人口要件に合致しませんが、PPP 手法を推進するため、本指針を策定し、国の要請する優先的検討規程とします。

(4) 基本的な考え方

PPP 手法の導入にあたっては、中長期的な地域経営の視点を持って、公共サービスのコストの削減や事務の効率化を図るため、民間が担うことができるものは民間に委ねることを基本とした上で、将来にわたり良質な公共サービスが提供できるよう、そのあり方を見直すとともに、従来の枠組みを超えた新たな発想により、事業の実施方法を選択することを基本的な考え方とします。

このことにより、行政が実施するよりも効果的、効率的に事業の実施が見込めるものについては、最少の経費で最大の効果が上がる PPP 手法による公共サービスの実現を目指すものとします。

また、PPP 手法を導入した後においても、公共サービスの質の維持、向上のため、その効果を評価・検証し、必要に応じて改善する仕組みを設けます。

2 基本方針

(1) 新たな発想による PPP 手法活用

民間の有するノウハウ等が公共サービスに反映されるよう、市の関与を可能な限り最小限にするよう努め、業務の明確化やマニュアル化により、業務を細分化し再構築することや、組織・施設にまたがる共通業務を集約化させるなど、新たな発想により事業の実施方法を見直し、PPP 手法の活用を図ります。

(2) 適切な PPP 手法の選択と評価

民間が担うことができるものは、現行の手法にとらわれずに、最適な担い手による公共サービスの提供が行えるよう、適切な PPP 手法を選択します。

また、常に適切な PPP 手法により最適な担い手による公共サービスを提供するため、事業実施手法の選択に対する評価を行います。

(3) 職員の意識改革

市は、PPP 手法に関する情報提供や研修等を積極的に行うことにより、職員の意識改革に取り組みます。

また、PPP 手法を推進することにより生じた余力を新たな課題への対応に振り向けることで、市民へ提供する公共サービス全体の向上を図ることにつながるという意識を全職員が共有できる仕組みづくりを構築します。

3 目指すべき方向性

(1) サービス水準の維持向上

民間等のノウハウ、専門知識、技術等の活用及び市場原理の導入等により市民サービス水準の維持向上を目指します。

(2) コスト削減

PPP 手法の活用により、事務・事業等の執行に係るコスト削減を図ります。

(3) 業務の再構築

事務・事業等の統廃合、又は職員配置や業務プロセス等の見直しにより、業務の効率性・効果性の向上を図ります。

(4) 市民協働の推進

事務・事業等の実施主体を民間等に委ねることにより、その活動の活性化や市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

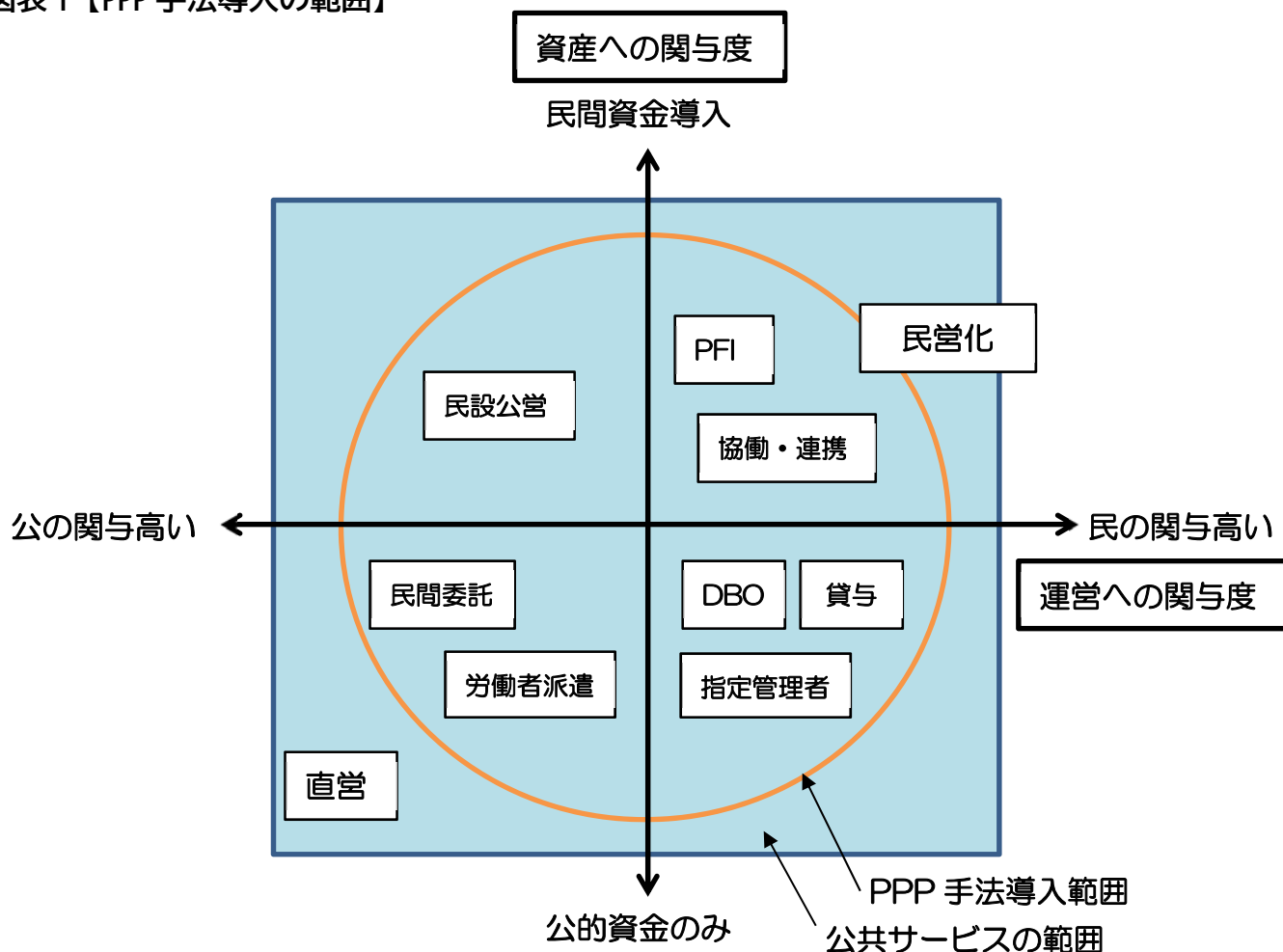
第2章 PPP手法導入の検討について

1 PPP手法導入の範囲と事業類型

(1) PPP手法導入の範囲

PPP手法導入の範囲（図表1）は、本市の事務事業において、民間のノウハウや技術等の活用や、市民等と協働・連携することにより効率化が期待できる公共サービスとします。ただし、法令等に基づき市職員が直接実施しなければならない事務事業を除くものとします。

図表1【PPP手法導入の範囲】



(2) PPP手法の事業類型

PPP手法については、主なPPP手法の事業類型（図表2）で、各手法の概要を示します。本指針で示したPPP手法以外の方法により効果的、効率的な事業実施が可能な場合は、新たな手法等の活用も検討していきます。

図表 2【主な PPP 手法の事業類型】

| 手法 | | 手法の概要 |
|-------------|-------|---|
| 労働者派遣 | | 専門性や一定のスキルを持つ人材を有する民間事業者から労働者を派遣することにより市の指揮命令の元で業務に従事させるもの |
| 民間委託 | 業務委託 | 市が直営で行う業務について、その一部の専門的技術を要する業務や事務量の集中する業務を民間事業者に委託するもの |
| | 包括委託 | 事務事業に係る一連の業務を包括して民間事業者に委託するもの |
| 貸与 | | 市の所有する資産（施設・土地等）を有償又は無償で民間事業者に貸与し、その民間事業者が、当該施設等を活用した事業運営、サービス提供を行うもの |
| 指定管理者制度 | | 公共施設について市が指定する法人その他の団体である民間事業者に管理運営を委ねるもの |
| デザインビルド（DB） | | 公共施設等の整備において、民間事業者の技術的能力を活用し、設計・建設（改修）を民間事業者に委託するもの |
| DBO | | 公共施設等の整備において、資金調達は市が行った上で、民間事業者の経営能力、技術的能力を活用し、設計・建設（改修）、維持管理・運営等を民間事業者に委託するもの |
| PFI | | 公共施設等の整備において、民間事業者の資金、経営能力、技術的能力を活用し、設計・建設（改修）、維持管理・運営等を民間事業者に委託するもの |
| 民設公営 | | 民間事業者が施設の建設等を行い、市が管理運営を行うもの。民間事業者から市に施設等を譲渡する方式、市が民間事業者から施設等を借用する方式等がある。 |
| 協働・連携 | 市民協働 | 市民と市が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の元で、お互いを尊重し、対等な関係で協力するもの |
| | 広域連携 | 地方自治法に基づき、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、協議会、機関等の共同設置、事務の委託や一部事務組合、広域連合の設置により共同処理を行うなど、地方公共団体が相互に連携するもの |
| | 産学官連携 | 新事業の創出を図ること等を目的として、大学等の教育機関・研究機関と民間事業者及び市が、各々が持つ資源や能力を生かした役割と責任の分担を行い、協力するもの |
| 民営化 | 民間譲渡 | 行政が所有する施設等を民間事業者に無償又は有償で譲渡し、それに伴い事業運営も民間事業者に移管するもの |
| | 民設民営 | 民間事業者が施設等の建設・所有・管理運営を行うもの。行政と民間事業者の共同出資により行う方式と施設を管理運営する民間主体に対し一定の条件のもとに行政が支援を行う方式がある。 |

(3) 実施主体となり得る民間等

選択した PPP 手法の、実施主体（担い手）となり得る民間等は次のとおり想定されます（図表 3）。

どの実施主体を選択するかによっても、PPP 手法の活用により想定される効果の範囲に差が生じることから、実施主体の事業形態、特性などと想定される効果の関係性を念頭に置きながら PPP 手法を選択する必要があります。

図表 3【主な PPP 手法の担い手となり得る実施主体】

○…担い手となる可能性が高い。

△…担い手となる可能性がある。

| 手法 | 主体 | | | | | | |
|------------|-----|-----|------|------|------|----|----------|
| | 法人等 | NPO | 市民団体 | 地域団体 | サークル | 個人 | 他の地方公共団体 |
| 民営化 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 指定管理者制度 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | △ |
| PFI、DBO | ○ | | | | | | |
| 民間委託 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ |
| 労働者派遣 | ○ | ○ | △ | | | | |
| 協働・連携 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 貸与（市有財産貸付） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |

2 推進体制

(1) 事業担当課

PPP 手法の導入検討と具体的な事業の実施については、事業担当課が中心となって進めます。

(2) 公共施設マネジメント室

公共施設マネジメント室は、PPP 事業の推進に向けた総合調整、必要な情報の提供等を行うとともに、公共施設マネジメント推進委員会及び公共施設マネジメント推進庁内委員会の事務局を担当します。

公共施設マネジメント室の主な業務

- ・ 公共施設等総合管理計画の推進、進捗管理
- ・ PPP 推進担当
- ・ PPP 手法により全庁の共通業務を集約（施設の包括管理業務等、担当課が異なる複数施設の集約化、複合化等の制度設計業務、PFI 事業が可能となりうる複数施設の集約化の検討 等）
- ・ 指定管理公募の共通業務の支援、グループ化の検討 等

(3) 公共施設マネジメント推進庁内委員会

室長級で構成する公共施設マネジメント推進庁内委員会は、PPP手法の導入に関し必要な事項について審議します。

(4) 部長会議

部長会議は、公共施設マネジメント推進庁内委員会で審議した内容について報告を受け、意見します。

(5) 公共施設マネジメント推進委員会

市の附属機関である高砂市公共施設マネジメント推進委員会は、市長の諮問に応じ、PPP手法の導入に関して必要な事項について調査審議します。

3 対象事業と検討の流れ

(1) 対象事業

民間が担うことができるものは民間に委ねるという考え方のもとで、原則としてすべての事業について、PPP手法の導入を検討します。

① PPP手法導入検討の時期

PPP手法の検討については、以下の時期において行います。なお、検討した結果をもって事業計画に提案することとします。

公共施設・インフラ等の整備・運営の方針を検討する時期

具体的な例

- a 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき。
- b 公共施設等の運営等の見直しを行うとき。
- c 公営企業の経営の効率化に関する取組を検討するとき。
- d 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき。
- e 公共施設、インフラ長寿命化に関する計画を策定、改定するとき。
- f 「総合計画」等各種計画の策定又は改定するとき。(新たな事業を検討する場合)

公共施設・インフラ等の整備・運営以外のソフト業務の方針を検討する時期

具体的な例

- a 新規事業を創設するとき。
- b 現行事業を見直すとき。
- c 「総合計画」等各種計画の策定又は改定するとき。(新たな事業を検討する場合)

(2) 優先的検討対象事業

対象事業のうち、特に下記①に掲げる事業は、優先的検討対象事業として、②に掲げるPFI・PPP手法が活用できないかの検討は必須とします。

①優先的検討対象事業

優先的対象事業は、次の a 及び b の両方を満たすもの

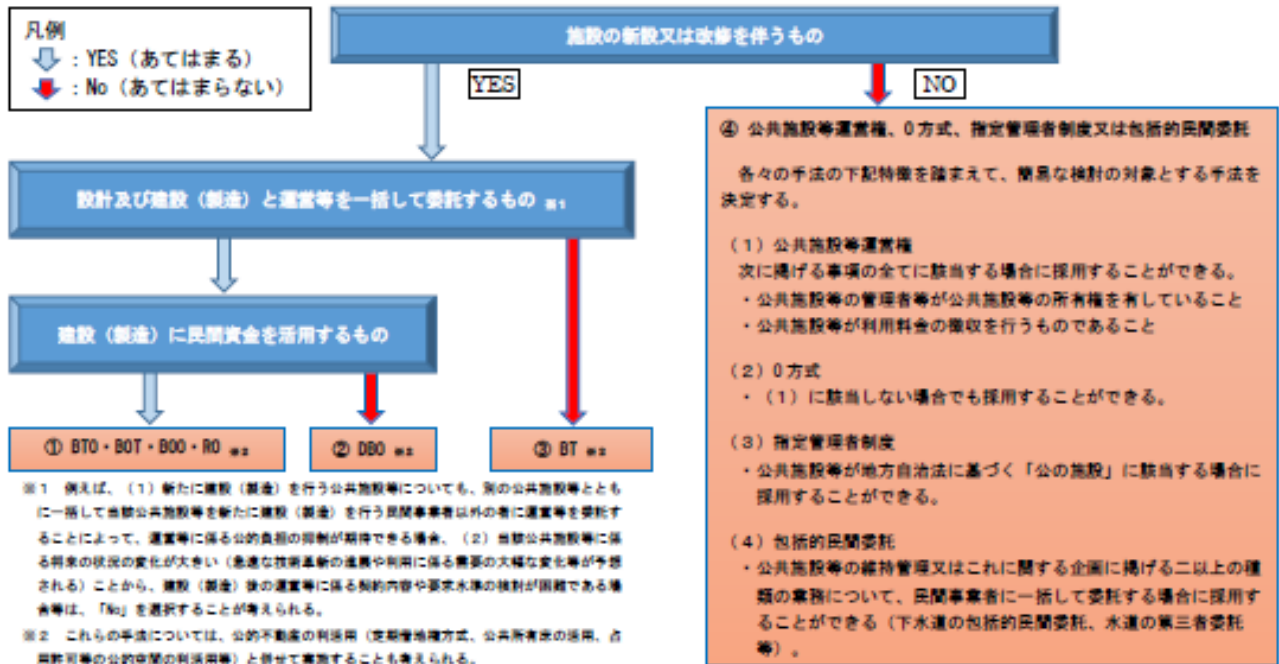
- a 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業※
 - (ア) 建築物又はプラントの整備・運営に関する事業
 - ・建築物の例：文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、事務庁舎等
 - ・プラントの例：廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設等
 - (イ) 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業
 - ・利用料金の徴収を行う公共施設の例：水道、下水道等
- b 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - (ア) 事業費の総額が 10 億円以上
 - (イ) 単年度の運営費が 1 億円以上

優先的検討対象事業の例外

- a 既に PPP/PFI 手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- b 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- c 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

②優先的検討対象事業の PPP 手法の選択

採用手法選択フローチャート

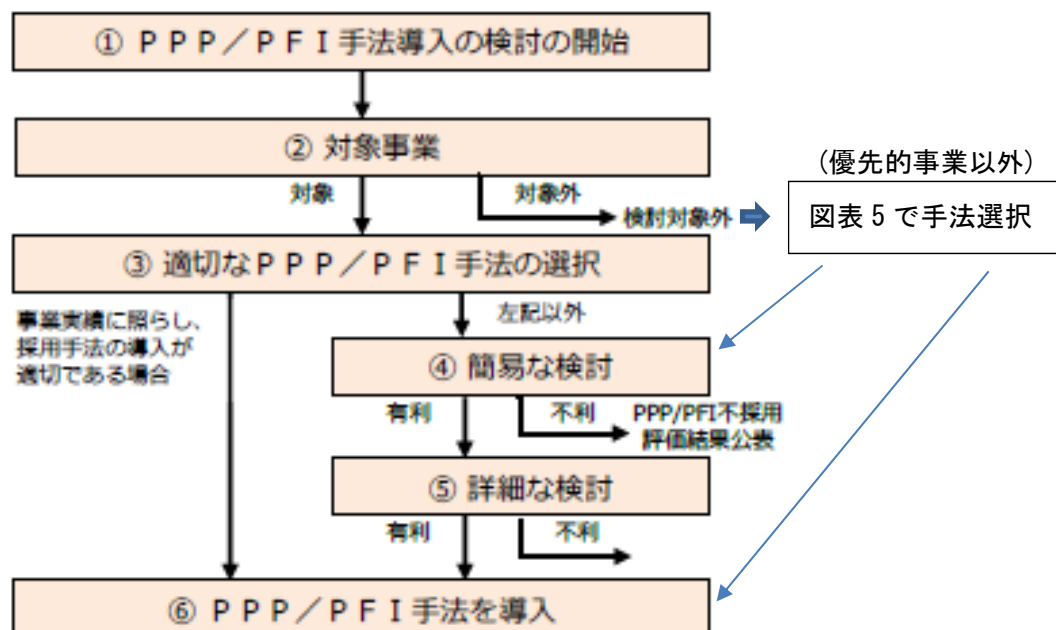


| PPP/PFI手法とは | |
|-----------------------------------|---|
| イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法 | 公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O (運営等Operate) 方式 等 |
| ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法 | BTO方式 (建設Build-移転Transfer-運営等Operate) BOT方式 (建設Build-運営等Operate-移転Transfer) BOO方式 (建設Build-所有Own-運営等Operate) DBO方式 (設計Design-建設Build-運営等Operate) RO方式 (改修Rehabilitate-運営等Operate) ESCO 等 |
| ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法 | BT方式 (建設Build-移転Transfer) (民間建設買取方式) 民間建設借上方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式) 等 |

③優先的検討対象事業の PPP 手法の絞り込み、簡易な検討、詳細な検討

優先的検討対象事業となる場合、段階的な検討が必要となります。対象事業となる場合は、長期間の検討期間を要する場合がありますので、検討方法等について、公共施設マネジメント室と協議しながら進めることとします。

<優先的検討プロセス>



新たに公共施設等の整備等を行う際、検討期間が短く従来型手法以外の手法の採用を検討する時間がない等、スケジュールを理由とした PPP/PFI 手法検討の排除をしないためにも、基本構想や基本計画等の策定等の早い段階から優先的検討を行うことが望ましいと考えられます。

また、既存の公共施設等の維持管理及び運営については、既に PPP/PFI 手法を導入している公共施設等も含め、数年ごとに事業評価を行い、最適な PPP/PFI 手法の検証を行うことが望ましいと考えられます。

(3) 優先的検討対象以外の事業

優先的検討対象とならない事業においても、PPP手法が活用できないか、PPP手法選択フロー（図表5）により判定するものとします。

なお、その場合、その対象事業について、民間提案を求めたり、民間事業者等への市場調査を行ったりしながら検討を進めます。

また、各種計画策定において、その計画の実効性を高めるための事業や当該計画におけるリーディング事業等に民間提案を求めることによって、効果的なPPP手法を導入できる場合があります。

また、優先的検討対象事業とならない場合においても、異なる複数の事業を合わせることで民間の参入が容易になる場合もあります。

市全体の人材面や財政面も考慮しながら、直営事業を前提とするのではなく、また、組織の縦割りで考えるだけでなく、市民サービスの向上のために、民間の技術や知識、ノウハウが活用できないか、他の事業を複合化できないかを考えることとします。

(4) 検討の流れ

PPP手法の導入検討に当たっては、以下の流れで実施します。（図表4）

①事業の発案（STEP1）

事業担当課は、PPP手法導入検討の対象事業について、「PPP手法導入検討シート」（様式1）を作成し、記載内容が適正かどうかについて公共施設マネジメント室に事前協議を行います。また、民間事業者からの発案がある場合には、事業担当課で受付します。

②民間提案の有無の検討

事業の発案に併せ、民間事業者からの提案が可能か、または民間提案を求めるかどうか検討し、民間提案を求める場合は民間提案制度または計画策定に併せた民間提案についてのガイドラインによるものとします。

③PPP導入可能性の検討（STEP2）

事業内容について、市場性及び事例等があり、PPP導入可能性は期待できるかを検討し、市場性や民間事業者のアイデアを反映できるか確認する必要がある場合、市場調査を実施します。

市場調査の方法としては、以下の方法が想定されます。方法と目的に応じて、事業内容や要求水準、事業費等に関する調査項目を作成します。

- a サウンディング型市場調査（公募もしくは個別実施）
- b RFI

④PPP手法の選択（STEP3）

検討対象事業について、次の⑤PPP手法導入の検討又は⑨詳細検討の実施に先立って、PPP手法選択フロー（図表5）を参考に、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP手法を選択した上で、「PPP

手法導入チェックリスト」(様式2)を作成します。

この場合において、一つの手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の PPP 手法の導入が適切と認められる場合においては、⑤PPP 手法導入の検討及び⑨詳細検討の実施を経ることなく、当該手法について⑦部長会議への報告をすることができるものとします。

⑤PPP 手法導入の検討

検討対象事業について、事業担当課で PPP 手法の導入について検討し、「PPP 手法導入評価シート」(様式3)を作成します。「PPP 手法導入チェックリスト」及び「PPP 手法導入評価シート」をもとに、事業担当課と公共施設マネジメント室で PPP 手法の適否、スケジュール等について協議します。協議の結果について、事業担当課は公共施設マネジメント推進庁内委員会へ付議します。

a 定量的評価

直営で公共施設の整備を行う従来型手法による場合と、PPP 手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価します。

- (ア) 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- (イ) 公共施設等の運営等の費用
- (ウ) 利用料金収入
- (エ) 資金調達に要する費用
- (オ) 調査に要する費用
- (カ) 民間事業者の適正な利益及び配当

なお、PPP 手法導入の検討は、過去の整備事例や類似施設の経費を参考にし、民間事業者との意見交換なども踏まえて算出することなど、できるだけ簡便な方法で実施することとします。

b 定性的評価

主に以下の視点で、PPP 手法導入の適正を評価します。

- (ア) 管理運営の効率化
- (イ) 施設の目的・機能
- (ウ) 市の関与の度合い

⑥公共施設マネジメント推進庁内委員会

公共施設マネジメント推進庁内委員会は、事業担当課が検討した PPP 手法の内容及び民間資金を利用する場合などの詳細検討が必要であるかを審議します。

⑦部長会議への報告

事業担当課は、公共施設マネジメント推進庁内委員会での審議内容を反映して、

部長会議に当該 PPP 手法について報告し、意見を聞きます。

⑧予算措置等（事業担当課で実施）〔詳細検討を行う場合〕

事業担当課は、財政課との予算措置に関する調整を行います。予算要求にあたっては、PPP 手法の導入手続きの手順と時期を踏まえて、詳細検討費用の積算等に必要経費を計上します。また、契約方法等について、契約管財課等と調整を行います。

⑨詳細検討の実施（事業担当課で実施）〔詳細検討を行う場合〕

事業担当課は、詳細検討を実施し、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP 手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとし、その結果を公共施設マネジメント推進庁内委員会に付議します。

⑩PPP 手法導入の決定

事業担当課は、市長決裁をもって PPP 手法導入の方針決定を行います。

⑪検討結果の公表（事業担当課で実施）

優先的検討対象事業について、公共施設マネジメント推進庁内委員会で PPP 手法の導入に適さないと評価した場合は、導入しないこととした旨及び評価内容を、ホームページ上で公表するものとします。

また、PFI 手法を活用することとした場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定め、同条第 3 項の規定に基づき、公表を行うものとします。

PFI 法（抜粋）

（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

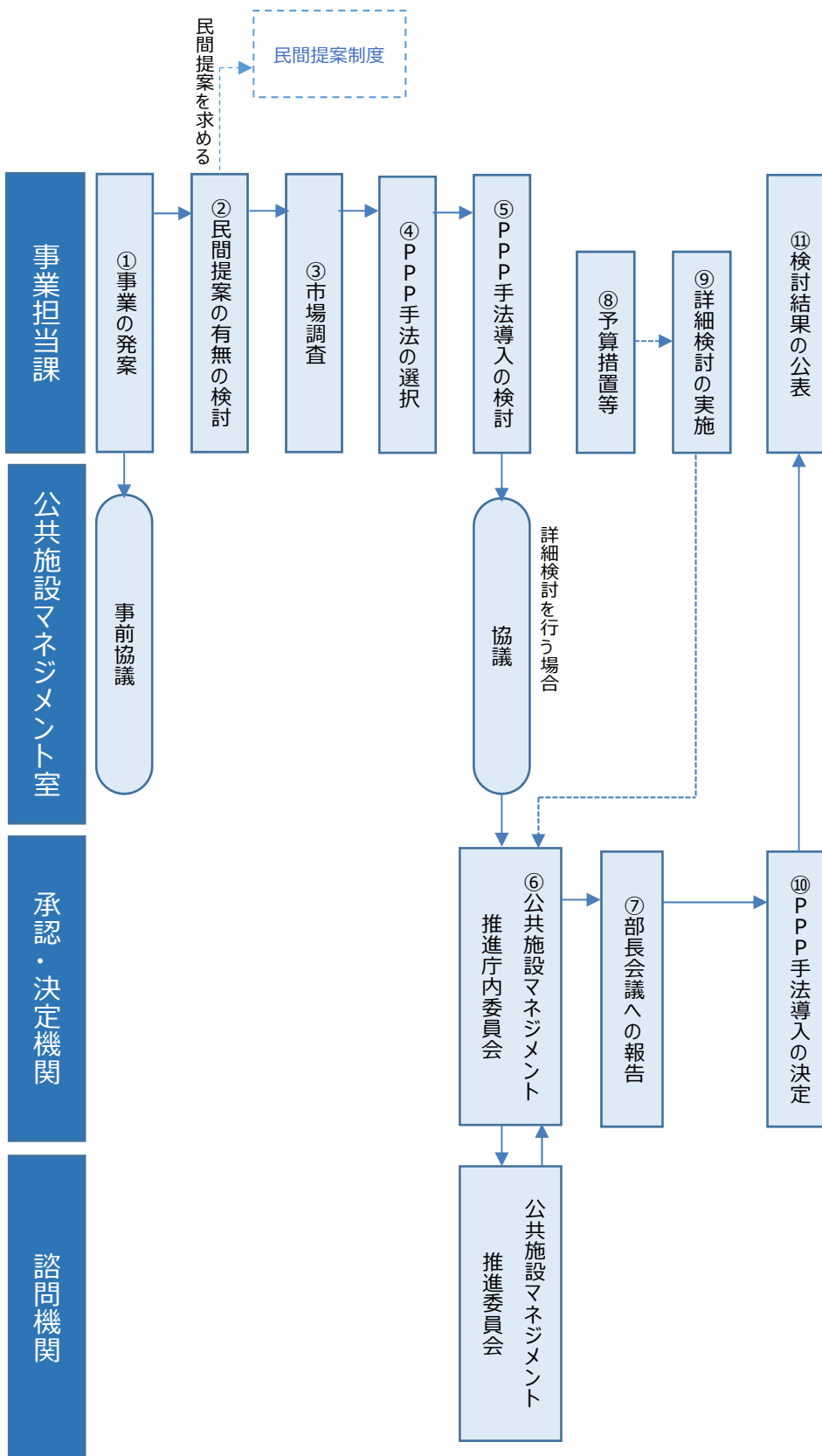
六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

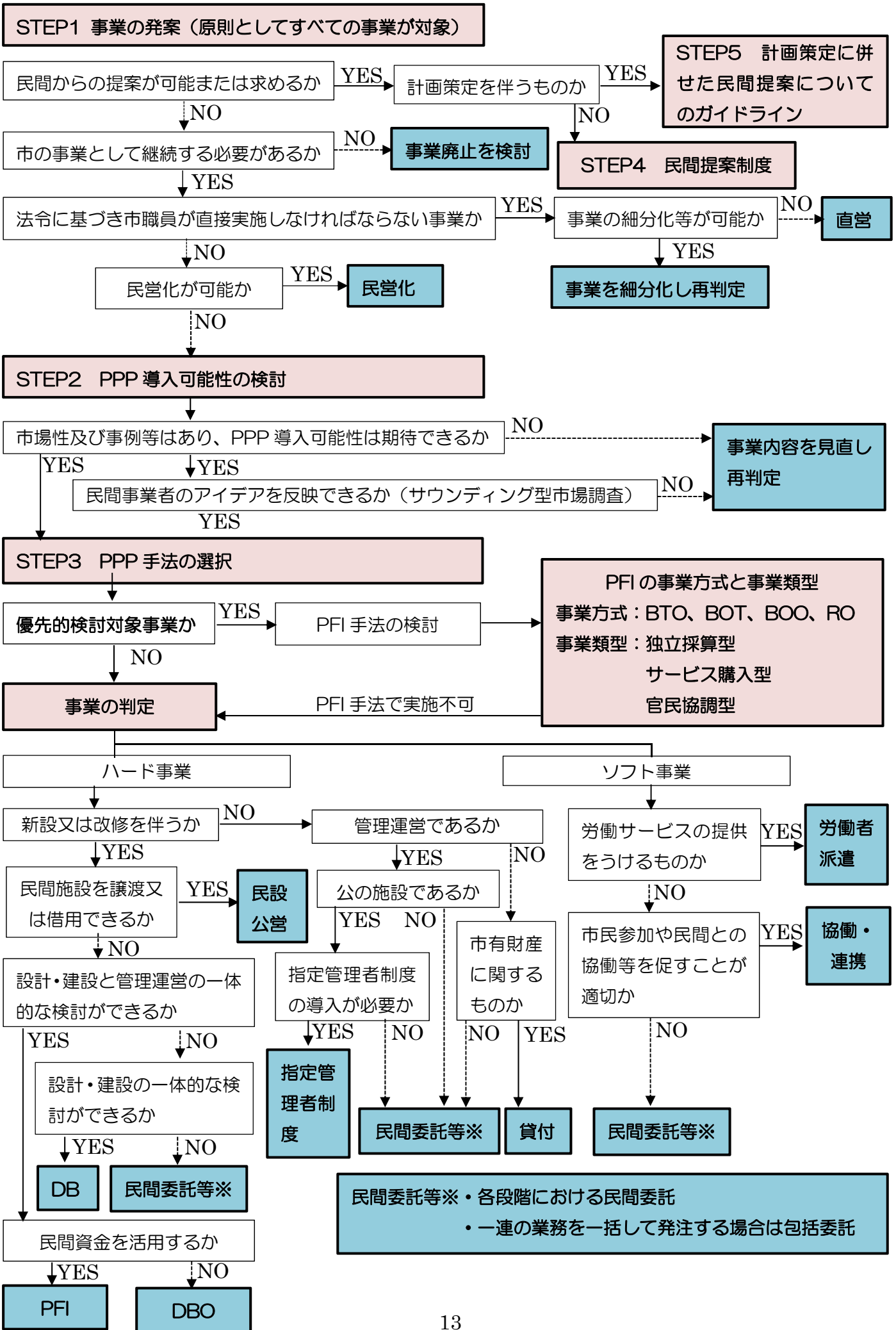
3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

図表 4 【PPP手法導入検討フロー】



図表5【PPP手法選択フロー】



4 評価

(1) PDCA サイクルによる継続的な評価

公共施設マネジメント推進庁内委員会において、PPP 手法導入前には選択する手法が適切であるか、導入後には選択した手法が想定した効果を挙げられているのかを評価し、常に適切な手法による事業の実施を行う必要があります。このため、PDCA サイクルによる評価を行います。

(2) 事前評価

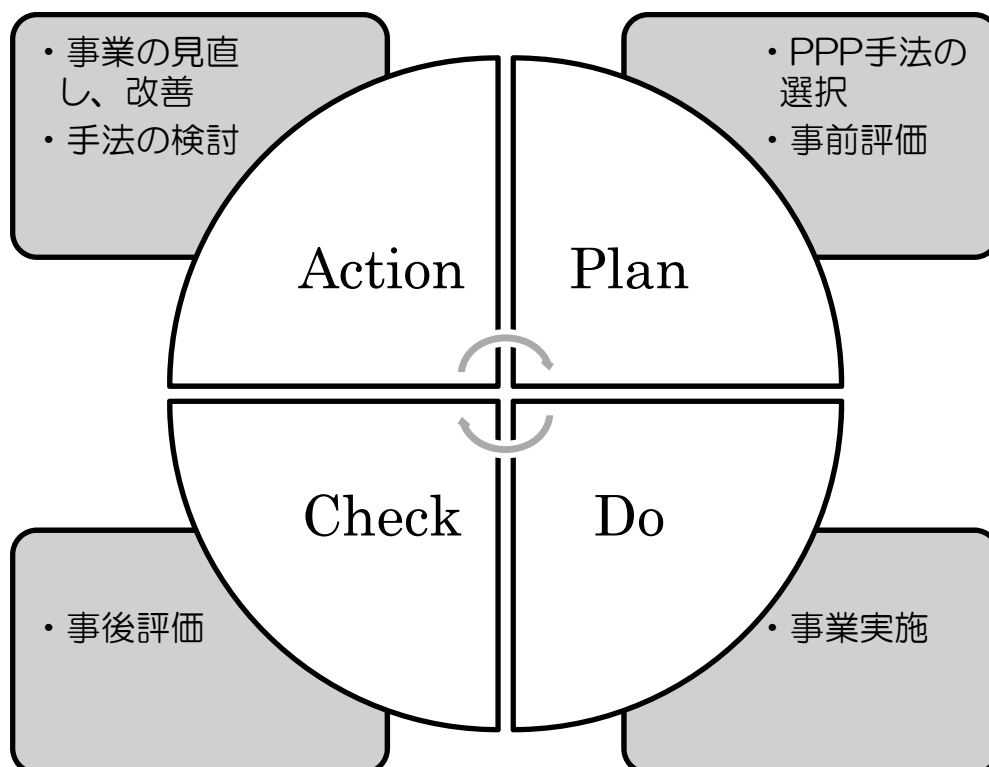
事前評価では、選択した PPP 手法により想定される効果を事後評価の指標とすることから、可能な限り定量的に設定するものとします。

(3) 事後評価

事後評価では、業務成果の検査・検収やモニタリング評価などの結果とともに、事前評価で想定した効果の達成度を評価し、実施した PPP 手法が適していたのかを総合的に評価します。

また、その評価をもとに、事業の廃止等も含め、選択した PPP 手法の継続、変更や市の直営事業にするなどの検討を行うとともに、さらなる改善を加えて事業を実施することを検討するものとします。見直しの場合、導入フローを準用します。

図表 6 【PDCA サイクルによる評価のフロー】



5 留意事項

(1) サービス水準の確保

達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書等で具体的に示し、サービス水準の確保、向上に努めるものとします。事業の実施過程においては、定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行います。

(2) 責任所在及びリスク分担の明確化

市の行政責任を確保するために、市と民間との役割分担及び責任の範囲を仕様書、募集要項及び契約書、協定書等により明確化しておくとともに、契約の履行課程において市の管理、監督機能が十分働くよう留意します。また、契約、協定等の締結の時点では、正確には想定できない不確定性のある事由によって、損失が発生する可能性（リスク）について、契約、協定等でリスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、曖昧さを避け、具体的かつ明確な表現にしておきます。

(3) モニタリングによる評価、監視の実施

PFI や指定管理者制度を用いて事業を実施する場合は、提供される市民サービスの質や市民満足度の維持、向上を図ることを目的にモニタリングによる評価を実施し、必要に応じて指導を行います。

(4) 施設における市の管理責任

民間が管理運営を実施している施設においては、施設設置者である市の責務として、事故を未然に防止するため、施設・設備の保守・安全確認等の強化など、管理監督に努め、市と民間との連携について十分協議を図り、民間の対応の徹底及び検証等の指導を行います。

(5) 競争性・公平性・透明性の確保

民間の担い手の決定に当たっては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、入札や公募による競争性・公平性・透明性を確保した手続により行います。

また、競争によらず、民間の担い手を決定する場合には、事務事業等の性質上、当該担い手以外への委託等の可能性を検証し、その理由を明らかにします。

なお、契約当初は一者との随意契約であっても、同様の事務をより効果的に扱う者が新たに出てくることもあり、市場の動向等について十分把握し、競争性を確保するものとします。

(6) 庁内で蓄積する知識等の維持、向上

知識・ノウハウ等については、庁内で蓄積し、その維持、向上に努め、市の管理監督、指導等の能力が減退しないよう、人材の育成にも努めます。

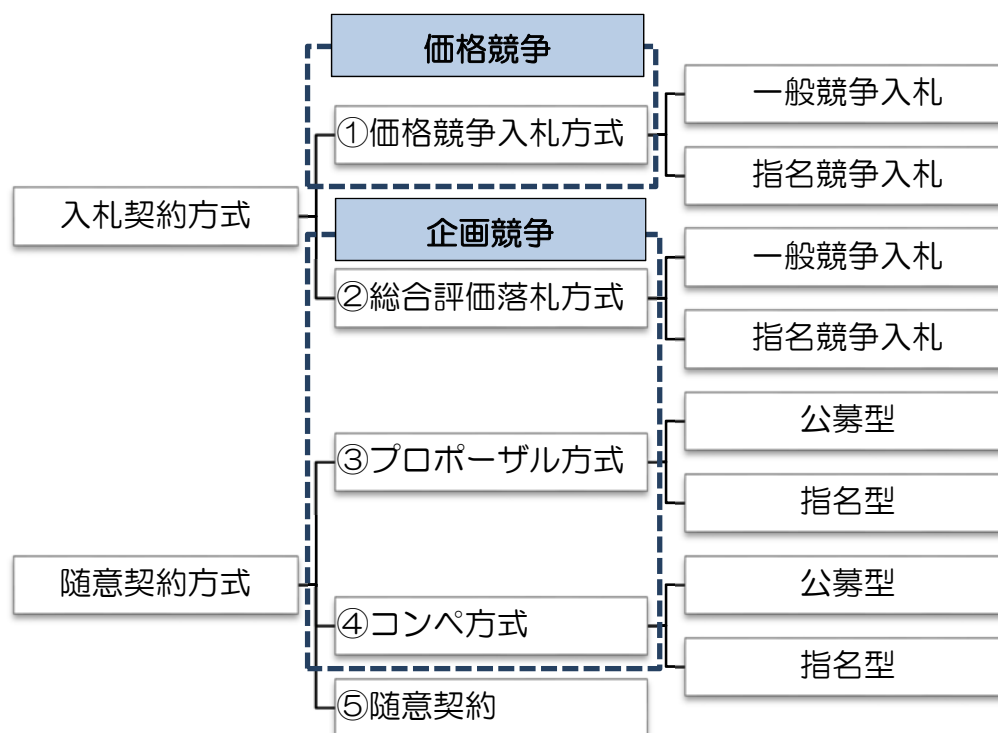
第3章 民間委託発注方法について

1 競争手法と契約方式について

(1) 競争手法及び契約方式について

民間委託の競争手法は、価格競争と企画競争に大別され、主な競争手法及び契約方式は、図表7に示すとおりです。

図表7【主な競争手法及び契約方式】



①価格競争入札方式

積算基準が明瞭であり、仕様（業務実施手法や内容）が、予め具体的に特定され、誰が行っても結果の同一性が保証できる場合に適用します。

②総合評価落札方式（一部価格競争）

積算基準が明瞭であり、仕様は確定可能ではあるが、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業又は業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる方式のことです。なお、総合評価落札方式を採用する場合、落札者決定基準を定めようとするときなどに学識経験者の意見を聴くことが、地方自治法施行令第167条の10の2第4項で定められています。

PFI事業においては、PFI法第8条第2項の規定を踏まえ、価格と価格以外の要素を加味した総合評価落札方式を採用する必要があります。

③プロポーザル方式

当該事業又は業務の内容に技術的工夫の余地が多いもの又は専門的な技術が要求されるものであって、積算基準が不明瞭で予め当該仕様を特定できないため、提出された技術提案に基づいて、業務を実施する方が最も優れた成果が期待できる場合

に適用する方式のことです。

④コンペ方式

プロポーザル方式と同様な業務であって、明確な業務条件が提示できる場合に適用する方式のことです。

⑤随意契約

競争入札によらずに、任意で決定した相手方と契約を締結する方式のことです。

随意契約する場合は、なるべく見積書を徴すること、またなるべく二以上の者から見積書を徴することとされています。

随意契約が認められるのは、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号」に該当する場合で、業務委託については主に以下の条件が必要です。

- a 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
- b 競争に付することが不利と認められる場合
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)
- c 天変地異などの災害の防止、人命救助など特に緊急を要する事業がある場合
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)
- d 予定価格が少額の場合
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)

③プロポーザル方式、④コンペ方式で候補者を選定する場合、選定した候補者と随意契約を締結することとなります。(「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を理由)

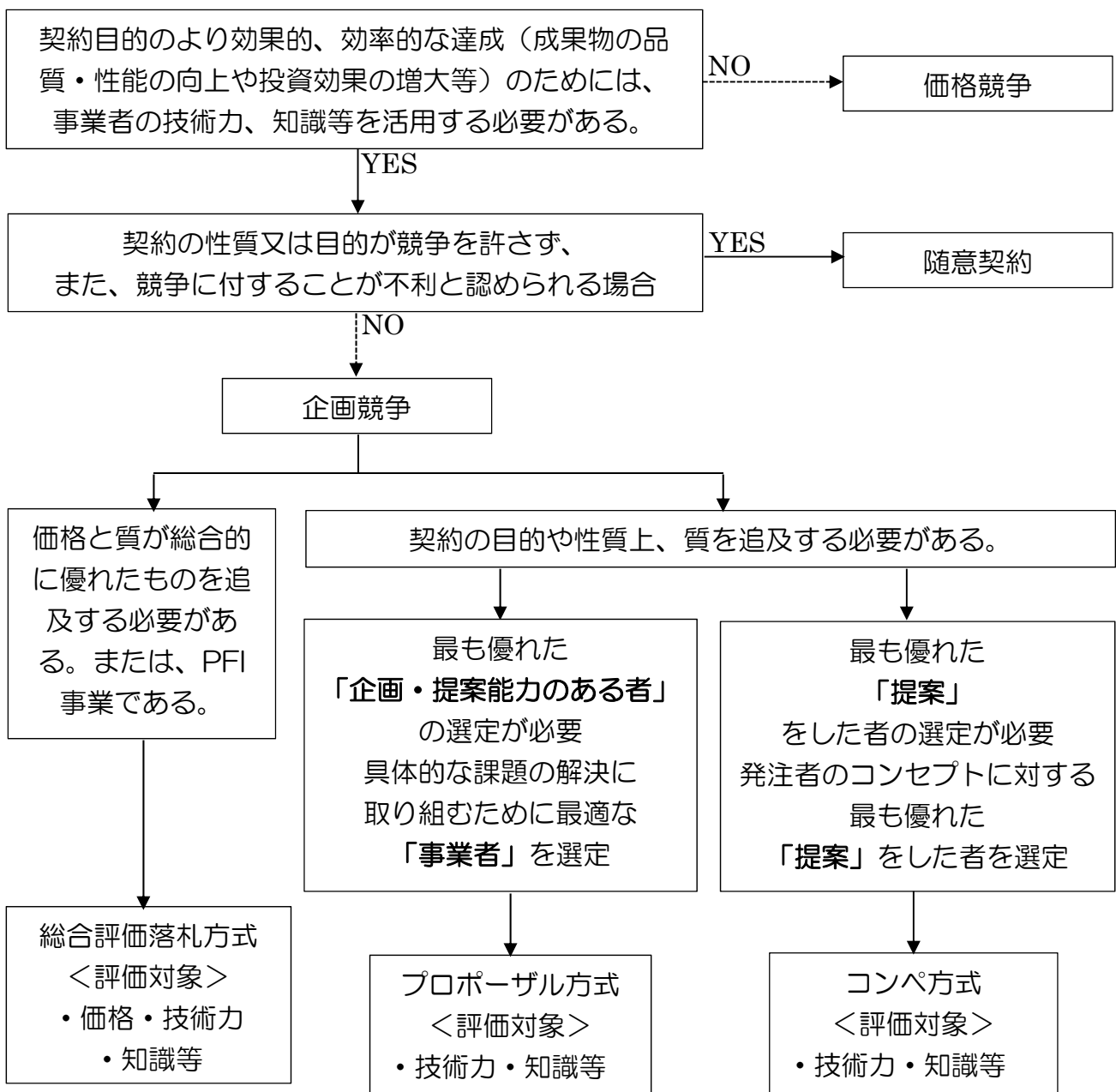
また、指定管理者制度においては、契約による請負業者を決定するのではなく、行政処分として指定管理者を決定するもので、指定管理者を公募する場合の選定方法はプロポーザル方式により候補者を決定し、議会に提案することとしています。

2 発注方法の検討

(1) 検討の流れ

民間委託にあたって、委託するかしないかを判断し、委託する場合には、その発注方法を検討します。発注方法の検討にあたっては、業務の性質や価格点の必要性に応じ、競争手法及び契約方式選択フロー（図表 8）を参考に選択します。

図表 8【競争手法及び契約方式選択フロー】



3 企画競争について

(1) 対象となる契約

- ① 高度な創造性若しくは技術力又は専門的な技術若しくは経験を必要とする業務
- ② 市において最適なサービスの提供方法や発注仕様を定めることが困難な業務
- ③ アイデア、デザイン、技術力等、事業者の企画提案により、業務の成果に大きな差異が生じることが予測される業務
- ④ システム、機器等の導入、購入又はリース等で、初年度の調達価格のみの競争では全体的なサービスの比較が困難な業務
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該業務等の実施について権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が企画競争により実施することが適当と認める業務

(2) 対象とならない契約

契約の相手方の選定について別に定めがある契約については適用されません。

(3) 参加資格

参加資格については、高砂市プロポーザル方式に関する事務取扱要領によるものとします。

(4) 選定委員

選定委員の選任等については、高砂市プロポーザル方式に関する事務取扱要領を参考に選任し、次の点に留意します。

- ① 選定委員の除斥
応募者と利害関係がある者としてや、次のような者があげられます。
 - a 応募者の役員の地位にある者
 - b 本人又は親族が応募者から収入を得ている者
 - c 外郭団体が応募した場合は、当該団体を所管する部に属する者
- ② 選定委員を本市職員のみとする場合
事業を所管する部に属する者が委員数の半数未満となるように努めること。
- ③ 選定委員の氏名及び役職を事前公表した場合
選定委員に対し、当該評価にかかる接触の事実が認められた場合には提案が無効となる場合がある旨を実施説明書等に明記する。

※優先的検討対象事業及び民間提案を受ける場合は、附属機関である高砂市公共施設マネジメント推進委員会に諮問するものとします。委員個々の評価点をいただき、それを参考として行政において候補者を選定する場合は、附属機関に類する機関でも可とします。

(5) 実施要領の作成

実施要領において定める事項及び内容は、次の表を参考に作成します。

| 事項 | 主な内容 | 備考 |
|-------------|----------------------------------|--------------------------|
| 実施の目的 | 企画競争採用の理由及び効果 | |
| 業務の概要 | 件名、業務内容、業務期間及び契約上限金額 | |
| 参加要件 | 必要な参加資格等（業務に必要な要件も明記） | |
| 説明会 | 開催日時、開催場所等 | 実施を必要とする場合に限る。 |
| 質問受付及び回答方法 | 質問書の提出方法、提出期限及び提出先並びに回答方法 | |
| 参加表明書の作成要領 | 会社概要、業務実績調書、実施体制、配置予定技術者、提出方法等 | |
| 企画提案書等の作成要領 | 提案書、工程表及び参考見積（内訳書）の必要部数、様式、提出方法等 | 別に作成してもよい。 |
| ヒアリング等の実施 | 内容、日時、出席者等 | |
| 審査方法 | 第1次審査、第2次審査、審査スケジュール、審査項目及び評価基準 | 別に作成してもよい。 |
| 審査結果の通知 | 審査結果の通知等 | |
| 契約の締結 | 受託候補者との契約締結までの流れ | 契約保証金の有無及び支払条件について定めること。 |
| 企画提案書の無効 | 失格事項の明記 | |
| その他留意事項 | 留意事項の明記 | |
| 日程 | 全体のスケジュール | |
| 担当部署 | 提出・問合せ先・担当者名等 | |

(6) 受付・審査

民間提案に基づく場合は、その提案のあった事業者に対して、審査に対して一定のインセンティブを付与することができるものとします。

(7) 事業者選定・結果通知

(8) 随意契約の締結

第4章 民間提案制度について

(1) PFI 法第6条に基づく民間提案

現状では、国のガイドラインを参考に民間提案があった場合対応します。

(提案のあった事業の担当課を主として公共施設マネジメント室が支援を予定)

PFI 法（抜粋）

(実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

(2) 民間提案

PFI 法に基づかない民間提案について、PPP 手法の導入を推進するため、制度の創設を検討します。

現状では、PFI 法に基づく民間提案に対する国のガイドラインに準じ、民間提案があった場合対応します。

(提案のあった事業の担当課を主として公共施設マネジメント室が支援を予定)

民間提案の窓口については、公共施設マネジメント室が担うものとします。

< PPP/PFI 検討の事務的機能を持つ部署を設置することのメリット >

- ① 公共施設整備事業等に関して、部署横断的な検討が行いやすくなる。
- ② 一部署にノウハウ等を蓄積することができ、過去の経験等を踏まえたより深い検討（所管部署への情報提供等）を行うことが可能となる。
- ③ 実施予定事業の捕捉、検討状況の把握が行いやすくなる。
- ④ 公共施設等総合管理計画等の公共施設マネジメントに係る様々な計画との整合を図った上で PPP/PFI 検討が行いやすくなる。
- ⑤ 庁内職員に対して、PPP/PFI 手法検討の意識づけが行いやすくなる。

第5章 計画策定に併せた民間提案についてのガイドライン

1 ガイドラインについて

(1) ガイドラインの目的・位置づけ

本ガイドラインは、市の各種計画の実効性を高めることを目的とし、各種計画策定業務委託の公募と一体的に民間提案を求めるためのガイドラインです。

各種計画策定業務の受託事業者が提案した民間提案を事業化するまでのプロセスや留意事項を記載しています。

本ガイドラインは、国土交通省の平成30年度官民連携モデル形成支援を活用し策定しました。

中小規模の地方公共団体において官民連携を進める手法の1つとして、計画の実効性を高めるために、計画策定業務に加え、民間提案を求めることで、計画におけるリーディング事業の実施を可能とするものです。

具体例としては、公共施設保全計画策定にあわせた、市有施設の包括管理業務を進めるといった民間提案の実現に向けて検討を進めました（第7章を参照）。

（国土交通省）

平成30年度 官民連携モデル形成支援について

目的

地域課題の確認から事業化に至るまで一気通貫で支援することにより、中小規模の地方公共団体における官民連携事業のモデルを形成し、そのプロセスやスキームの幅広い展開を図ることを目的とします。

（注）今回募集は平成30年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては調査・検討及び助成事業の内容等を変更する場合があります。

支援対象

以下のいずれかの官民連携事業（国土交通省所管事業を含むものに限る。）を調査・検討する中小規模の地方公共団体（概ね人口20万人未満の市町村を想定）

- ① 分野連携による官民連携事業
- ② 広域連携による官民連携事業
- ③ 民間の収益事業と一体となって実施する公共施設等の整備・活用事業
- ④ その他他の地域で活用できる新たなスキームを構築する官民連携事業

支援内容

<支援内容>

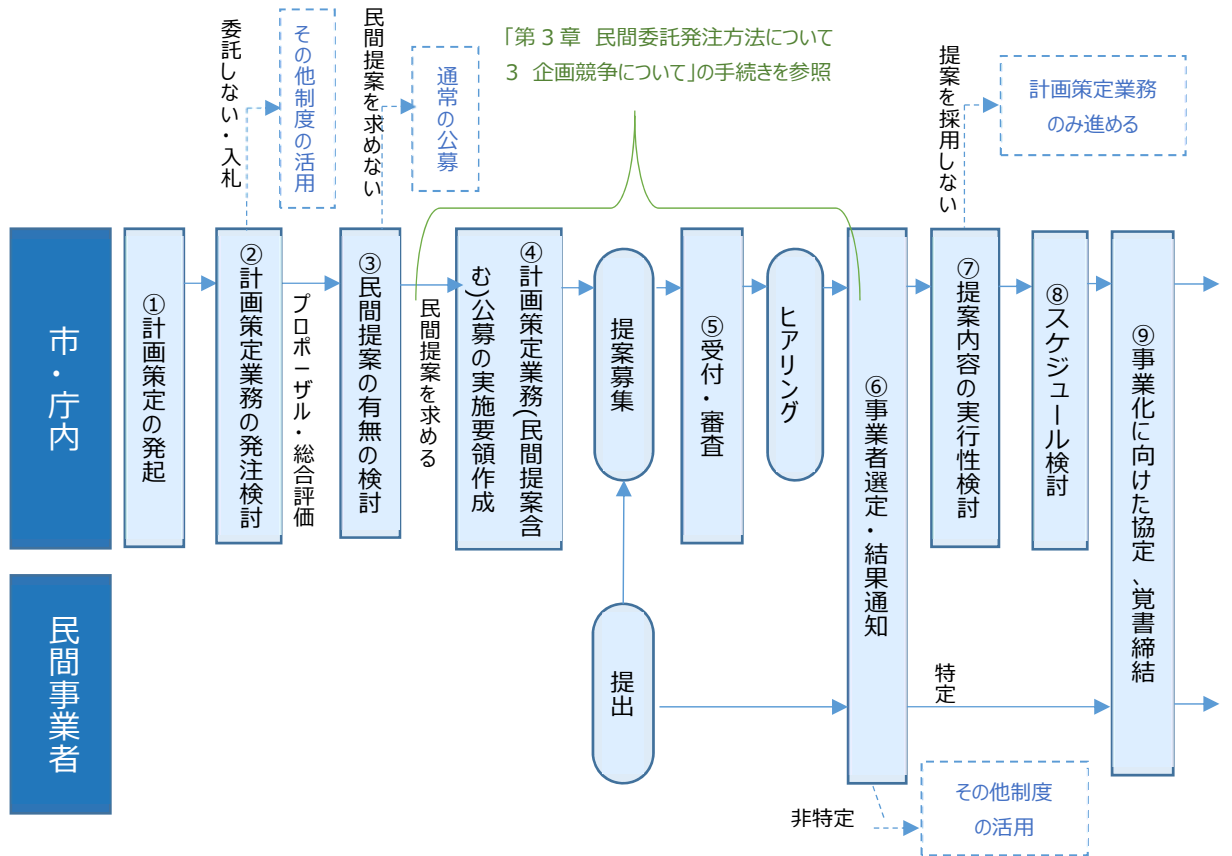
上記①～④の事業を実施するに当たって必要となる調査・検討、関係資料の作成等について、国土交通省がコンサルタントを活用しつつ支援。

(2) 計画策定の発起から事業実施までのフロー

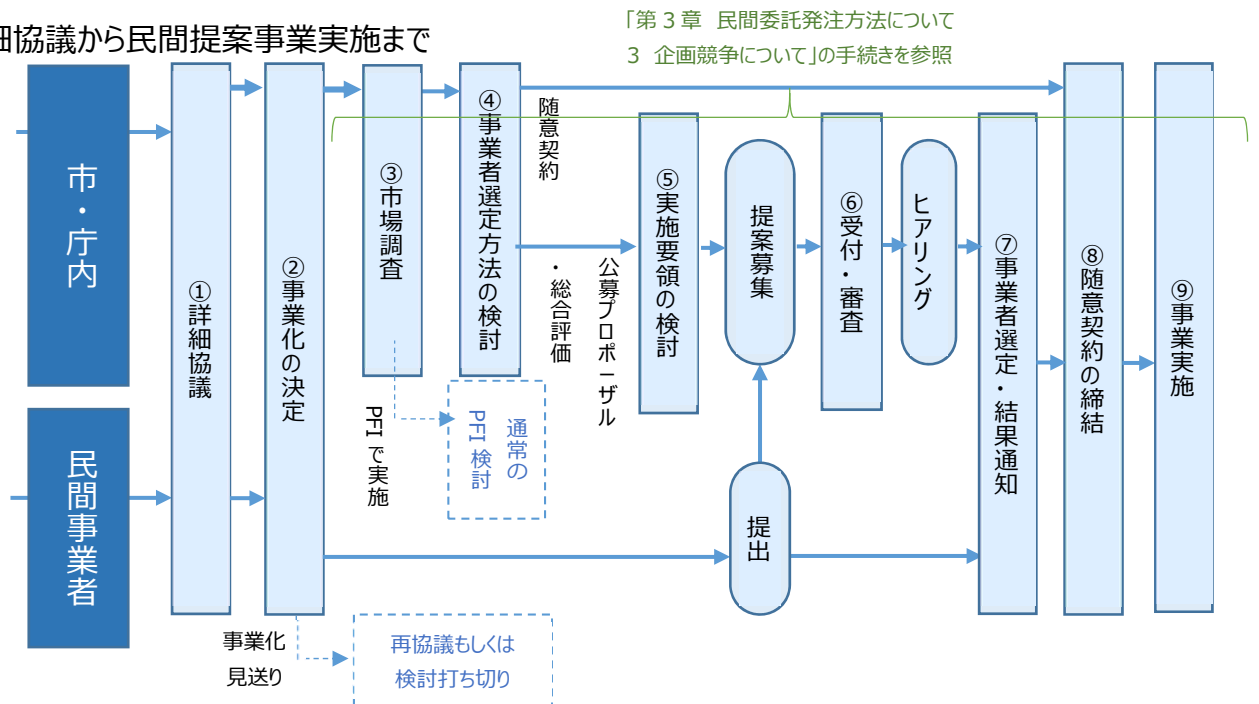
本ガイドラインにおける検討フロー（図表9）に沿って、庁内検討及び民間事業者との協議を行います。

図表9【本ガイドラインにおける検討フロー】

①計画策定の発起から計画策定業務の開始まで



②詳細協議から民間提案事業実施まで



① 計画策定の発起から計画策定業務の開始まで

| 項目 | 担当等 | 実施・検討事項 | 主なガイドライン記載事項 |
|--------------------------|-----------------|-------------------------------|--|
| ①計画策定の発起 | 計画所管課 | 計画がガイドライン対象かどうか判断する | ・ガイドラインの対象範囲 ・準用の考え方、例示 |
| ②計画策定業務の発注検討 | 計画所管課 | 直営で策定するか委託するか判断を行う | ・判断の考え方 ・判断結果のガイドライン対象有無 |
| ③民間提案の有無の検討 | 計画所管課 PPP 担当 | 計画の策定と合わせて民間提案を求めるかどうか判断する | ・判断の考え方 |
| ④計画策定業務(民間提案含む)公募の実施要領作成 | 計画所管課 PPP 担当 | 民間提案を含む計画策定業務公募の実施要領を作成する | ・民間提案部分の資料作成において検討すべきポイント(テーマ設定、評価点の考え方、提案部分の取扱い・手続きに関する取り決め等) |
| ⑤受付・審査 | 計画所管課 第三者機関 | 受付・審査の体制を、第三者機関の有無を含め決定する | ・留意点 |
| ⑥事業者選定・結果通知 | 計画所管課 | 計画策定業務の事業者を選定し、結果を通知する | ・留意点 |
| ⑦民間提案部分の実効性検討、採否決定 | 提案所管課 庁内委員会 | 民間提案部分のみ再度評価し、提案を採択するかどうか判断する | ・評価検討の方法 ・採否の判断基準と対応方針 |
| ⑧スケジュール検討 | 提案所管課 PPP 担当 | 民間提案の事業化に向けた協議等スケジュールを整理する | ・計画策定業務との関係性整理 |
| ⑨事業化に向けた協定、覚書締結 | 提案所管課 PPP 担当 | 民間提案事業者と協議を行う際の事前の取決め事項を整理する | ・協定・覚書等の記載内容例 |

②詳細協議から民間提案事業実施まで

| 項目 | 担当等 | 検討事項 | 主なガイドライン記載事項 |
|-----------------|-----------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| ①詳細協議 | 提案所管課 PPP 担当 | 民間提案の内容について詳細 を事業者と協議する | ・協議開始時の合意事項 ・協議終了時の確認事項 |
| ②事業化の決定 | 提案所管課 庁内委員会 | 協議結果を踏まえ、事業化を 行うかどうかを決定する | ・事業化の判断の考え方 ・事業化決定時の必要情報 |
| ③市場調査 | 提案所管課 PPP 担当 | 市場調査を行うかどうかを検 討・実施する | ・実施有無の判断の考え方 ・実施方法、活用方法 |
| ④事業者選定方法 の検討 | 提案所管課 PPP 担当 | 事業者の選定方法を決定する | ・判断基準 ・外部評価の有無の考え方 |
| ⑤実施要領の検討 | 提案所管課 | 公募プロポーザル・総合評価 を行う場合の実施要領を作成 する | ・留意点 ・提案者インセンティブの考 え方 |
| ⑥受付・審査 | 提案所管課 第三者機関 | 受付・審査の体制を、第三者機 関の有無を含め決定する | ・留意点 |
| ⑦事業者選定・結果 通知 | 提案所管課 | 事業者を選定し、結果を通知 する | ・留意点 |
| ⑧随意契約の締結 | 提案所管課 | 選定した事業者と契約を結ぶ | ・留意点 |
| ⑨事業実施 | 提案所管課 | 事業を実施する | ・留意点 |

- ・計画所管課…計画策定業務所管課
- ・PPP 担当…政策部公共施設マネジメント室
- ・提案所管課…民間提案による内容に関する課、複数ある場合もあり。
- ・第三者機関…高砂市公共施設マネジメント推進委員会
- ・庁内委員会…高砂市公共施設マネジメント推進庁内委員会

2 各プロセスの考え方や留意点

(1) 計画策定の発起から民間提案事業の協議開始まで

① 計画策定の発起

計画を策定するにあたって、原則として、本ガイドラインのフローに沿って民間提案適用の可能性を検討します。公共施設やインフラ等に関する個別計画は原則として、計画策定に併せて民間提案の活用が可能かを判断します。

例 インフラ長寿命化計画、個別施設の長寿命化計画など

また、計画策定にあたり具体的な事業をリーディング事業として掲げる予定の場合、その事業が民間提案可能かどうかを判断します。

例 各分野における個別計画など

指定管理者制度を導入している施設についても、公募をする段において、通常の提案に加えて、施設の有効利用等に資する民間提案適用可能かを検討し、可能な場合はこのガイドラインを準用します。

② 計画策定業務の発注検討

計画策定にあたって、委託するか（計画策定の周辺業務のみの委託を含む。）、しないかを判断し、委託する場合の発注方法を検討します。発注方法として、委託しない若しくは価格競争を選択した場合、本ガイドラインは適用せず、民間提案を求めるにあたっては、他制度（PFI法に基づく民間提案等）を活用するものとします。

③ 民間提案の有無の検討

計画策定に併せ、可能な限り民間提案を求めることを検討しますが、下記の場合には、民間提案を求めず計画策定業務のみの通常に対応を行うものとします。

- a 計画策定業務のみで公募する場合に比べて、事業者の参画意欲を著しく損ねる場合
- b 計画の性質上、極めて上位もしくは個別具体の計画であり、民間提案を求める余地がない場合

④ 計画策定業務（民間提案含む）公募の実施要領作成

計画策定業務（民間提案含む）公募の実施要領作成において記載すべき事項や留意点については以下のとおりとします。

a 実施要領に記載すべき基本的な事項

通常公募資料に必要な項目等については、個々の計画策定に応じて策定する。この場合、具体的な仕様とせず、民間のノウハウ等を活かせる性能発注ができないかも併せて検討する。

b 民間提案を求める範囲・テーマの設定の考え方

民間提案を求めるにあたって、計画の実現性を高めるという目的に適合する提案を募集するために、下記のような求める提案の範囲・テーマを十分検討し、実施要領に記載することが望ましい。

- ・提案対象の想定（テーマ、対象となる土地や施設、事業名、受付けない提案等）
- ・提案の実現性・実行性に関する条件設定（新たな財政支出や経費の増加を伴わない、将来的な経費等が軽減できる、提案者が自ら実施できる、●●（補助金）が適用できる、●年間で実施可能等）
- ・市の方針との整合性（既に策定済みの●●計画等の内容との整合性が図られている、等）

c 優先交渉権者の選定に関する考え方

選定する事業者の条件として、民間提案部分のみでの選定は行わず、計画策定業務の受託者と同一事業者を選定する。

d 民間提案に関する提案項目・評価項目設定の考え方

民間提案部分の採否検討や、協議後の選定方法検討の項目を踏まえて、提案項目、評価項目を設定する。特に設定すべき項目としては以下のとおりである。

- ・計画策定業務との関連性（計画の実現性向上に対する効果、計画策定業務と対応したスケジュール等）
- ・提案事業の独自性（他社と比べた独自性・専門性・創意工夫等）
- ・提案事業の有効性（実施による効果や影響）

e 評価点配分の考え方

計画策定業務の事業者選定の妨げにならないよう、計画策定業務部分の評価に対して民間提案部分の評価がどの程度の重みであるかを十分検討し、評価点の配分に反映する必要がある。

評価点について、計画部分と提案部分の点数の取り扱いについて検討しておく必要がある。（計画部分と提案部分の総合点で評価する、計画部分が〇点を超えない場合は総合点で最も優れていても採用しない、等）

f 優先交渉権者選定後の、民間提案の取扱い・手続きに関する想定と取り決め

選定した民間提案について、公平性に配慮し、事前に実施要領において下記のような選定後の取扱いを記載することが望ましい。

- ・民間提案部分のみの取扱い（計画策定業務の選定事業者となった場合でも、民間提案部分の内容のいかんによって民間提案内容を採用しないことがありうる、民間提案部分については、本選定結果をもって必ずしも採用・実施を確約するものではない等）

- ・民間提案の発注方法の想定（提案に強い独自性が認められる場合は随意契約とする、民間提案事業の公募時に提案事業者に優位性（評価項目への加点等）を与える可能性がある、など）
- ・民間提案に関する発注前協議の方法（事業者と協定・覚書を締結し民間提案に関する詳細協議を進める、など）
- ・選定されなかった事業者の取扱い（民間提案制度等への提案を拒まない、等）

g 公募にあたる事務手続きの想定

実施要領において下記のような事務手続きを記載することが望ましい。

- ・提案窓口（事業者からの提案受付窓口については計画策定の所管課が行う。ただし、民間提案部分の内容については、PPP 担当（公共施設マネジメント室）に報告すること。）
- ・募集期間
- ・質問と回答の窓口
- ・提案の審査体制（高砂市公共施設マネジメント推進委員会）

（参考 他自治体事例）

●さいたま市

・提案審査／ヒアリングについて

提案の採否については、審査の客観性や公正性を確保するため、学識経験者等の外部委員で構成する「さいたま市提案型公共サービス公民連携制度検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）から、次の評価の視点に基づいた専門的助言を受け、市が審査します。（中略）

・事業者の選定について

提案の事業化が決定した場合、随意契約、プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札のいずれかの方法により、改めて事業者を選定します。

※ 提案が採用となった事業者が必ずしも事業者となるものではありません。

※ 事業者は、原則として、さいたま市競争入札参加者名簿又は小規模修繕業者登録名簿への掲載が必要となります。

※ プロポーザル方式及び総合評価一般競争入札により事業者選定をする場合は、提案が採用となった事業者には、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、評価項目合計点（満点）の5%を加点して評価することとします。（採用されたアイデアのポイントが、事業者選定時の提案に盛り込まれた場合のみ、加点が有効となります。）

⑤ 受付・審査

計画策定業務（民間提案含む）の公募受付・審査段階における留意点については以下のとおりとします。

a 受付・審査、質問回答等の窓口の役割分担。

- ・提案の受付は計画策定業務の所管課とするが、民間提案の内容に応じて他課との調整・確認が必要になる場合があるため、PPP 担当（公共施設マネジメント室）に相談すること。

⑥ 事業者選定・結果通知

計画策定業務（民間提案含む）の事業者選定・結果通知を行うにあたっての留意点は以下のとおりとします。

a 選定結果の通知方法に関する留意事項

- ・結果の通知にあたっては、次点以降の提案者に対しても非選定の通知、および民間提案部分の取扱い（実施要領の記載参照）について通知すること

⑦ 民間提案部分の実効性検討、採否決定

計画策定業務の選定事業者が提案した民間提案内容について、以降の取扱いを市で検討する際の考え方については以下のとおりとします。

a 検討の基本的な視点・考え方

民間提案内容の実効性検討においては、以下のような基本的な視点に基づいて検討する。

- ・計画策定業務の実現性を高めるという目的に合致しているか。
- ・提案内容の実施によって、市民・地域にとって、質・コスト面におけるメリットがあるか。
- ・提案内容の具体化における課題（具体化に要する時間が長い、制度的な制約がある等）

（参考 他自治体事例）

●福岡市

事業所管課は、下記の項目を踏まえて採否等について検討を行います。

- ・良質低廉な公共サービスの提供に対する社会的便益の向上に資する提案か
- ・公共サービス提供に関する実施効果が高いか
- ・事業提案内容に具体性はあるか
- ・規模的に妥当な想定で実効性があるか
- ・事業期間が公共側ニーズに応じた妥当なものか
- ・創意工夫の内容が現実的なものか
- ・制度等の制約が存在するか。存在する場合その緩和の可能性はあるか
- ・地域活性化につながる事業提案か
- ・PPP/PFI 導入のメリット
- ・競争性の有無 など

●我孫子市

①独自性：提案に提案者独自のアイデア、工夫が盛り込まれているか

②市民の利益：以下の項目を総合的に判断し、市民にとってプラスになるか

- (1) 行政と民間の役割分担として適切か
- (2) 市が実施するより質の高いサービスが提供でき、市民サービスの向上につながるか
- (3) コスト削減に繋がるか
- (4) 雇用創出など市内経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか

③実現性：実現性の高い内容となっているか

④団体能力：事業を担う体制、能力を有しているか

●鳥取市

提案審査は、次の項目・視点等をふまえ、提案内容毎に行うこととし、詳細及び配点等は審査委員会で決定します。

- (ア) 市民・地域ニーズに応じたサービス向上につながる事業内容となっているか【公共サービスの充実、施設の価値向上等】
- (イ) 地域の雇用・経済等の活性化が図れるか【地域経済の活性化等】
- (ウ) 新たに発生する業務（契約締結、指導、モニタリング等）を含めても市のコスト減（又は歳入の増加）となるか【財政負担の軽減等】
- (エ) 利益、信頼性向上、事業拡大など、民間事業者にメリットがあるか【地域経済の活性化、透明性・競争性の確保等】
- (オ) 民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか【法令適合性、行政責任確保、リスク管理、公平性・競争性の確保等】

b 実効性評価の検討方法について

- ・検討の基本的な考え方のうち、計画策定業務公募時の評価項目となっている項目については、実効性検討においても評価点を考慮する。
- ・評価項目のうち、民間提案関連の項目の合計が5割未満の場合は、具体化の検討が極めて難しいと判断し、民間提案部分は採用しないこととする。
- ・検討の考え方を踏まえ、実施要領における評価基準に追加すべき基準がないか検討する。
- ・実際の民間提案を受けてみて追加すべき項目がないか検討する。

c 検討結果に応じた採否の判断基準と対応方針

実効性を確認した結果に応じて、下記のように対応方針を決め、事業者に通知する。

- ア 採用（実効性がある）
 - 事業化を前提として協定等を結んで協議し、速やかに具体化を進める。
- イ 条件付採用（実効性はあるが、課題がある、具体化に時間がかかる）
 - 事業化するかどうかも含め、協定等を結び協議を図る。協定締結においては、協議時間の制限や、時間経過によるリスクの分担等に留意すること。
- ウ 不採用（実効性は低い）
 - 民間提案部分は採用せず、計画策定業務のみを進める。

d 検討体制

民間提案部分について、高砂市 PPP（公民連携）導入指針に基づく「高砂市公共施設マネジメント推進庁内委員会」で審議し、部長会議で意見聴取した後、計画策定と併せ計画所管課から起案します。

e 検討結果の通知方法

計画策定業務と併せ、民間提案部分の採否を、計画所管課から通知します。

⑧ スケジュール検討

民間提案内容の事業化に向けたスケジュールを検討する際の留意点は以下のとお

りとする。

a スケジュール作成の有無の判断について

民間提案内容の具体化に向けたスケジュールが明確でない場合、協議に必要な時間、予算化に必要な時間等を踏まえて、市として想定するスケジュールを作成し、事項の協定・覚書に反映することが望ましい。

b 計画策定業務と民間提案事業の関係性に関する整理

スケジュールの作成にあたっては、計画策定業務の検討状況によって民間提案事業内容やスケジュールの変更リスクがあるかどうかを把握するため、計画策定業務の進捗状況との関係性について市としての考え方を整理しておくことが望ましい。

特に以下の場合においては、民間提案事業内容やスケジュールの変更リスクが高いため、あらかじめ対応について事業者と取り決めておくことが望ましい。

- ・ 計画策定業務の一部業務項目と民間提案事業が密接に関係している場合
- ・ 計画策定業務の終了後に民間提案事業の事業化が見込まれる場合

⑨ 事業化に向けた協定、覚書締結

民間提案内容の事業化に向けて事業者と協議を行うための協定又は覚書について、締結の際の留意点や必要項目については以下のとおりとする。

a 協定・覚書等の記載内容

協定・覚書における記載内容は、実行性検討やスケジュール検討を踏まえ、事業ごとに必要な項目を検討する。基本的な記載内容は下記のとおりである。

- ・ 目的
- ・ 協議事項
- ・ 費用負担
- ・ 責任
- ・ 知的財産権等の取扱い
- ・ 内容変更
- ・ 解約
- ・ 有効期間

b 協定締結の手続き・必要書類等について

計画策定への応募時に必要な書類等は添付されていることから、原則として不要とする。

ただし、その他で必要なものがあれば、添付できるものとする。

(2) 詳細協議から民間提案事業実施まで

① 詳細協議

詳細協議を行うにあたっての留意点については以下のとおりとします。

a 協議開始時の手続きについて

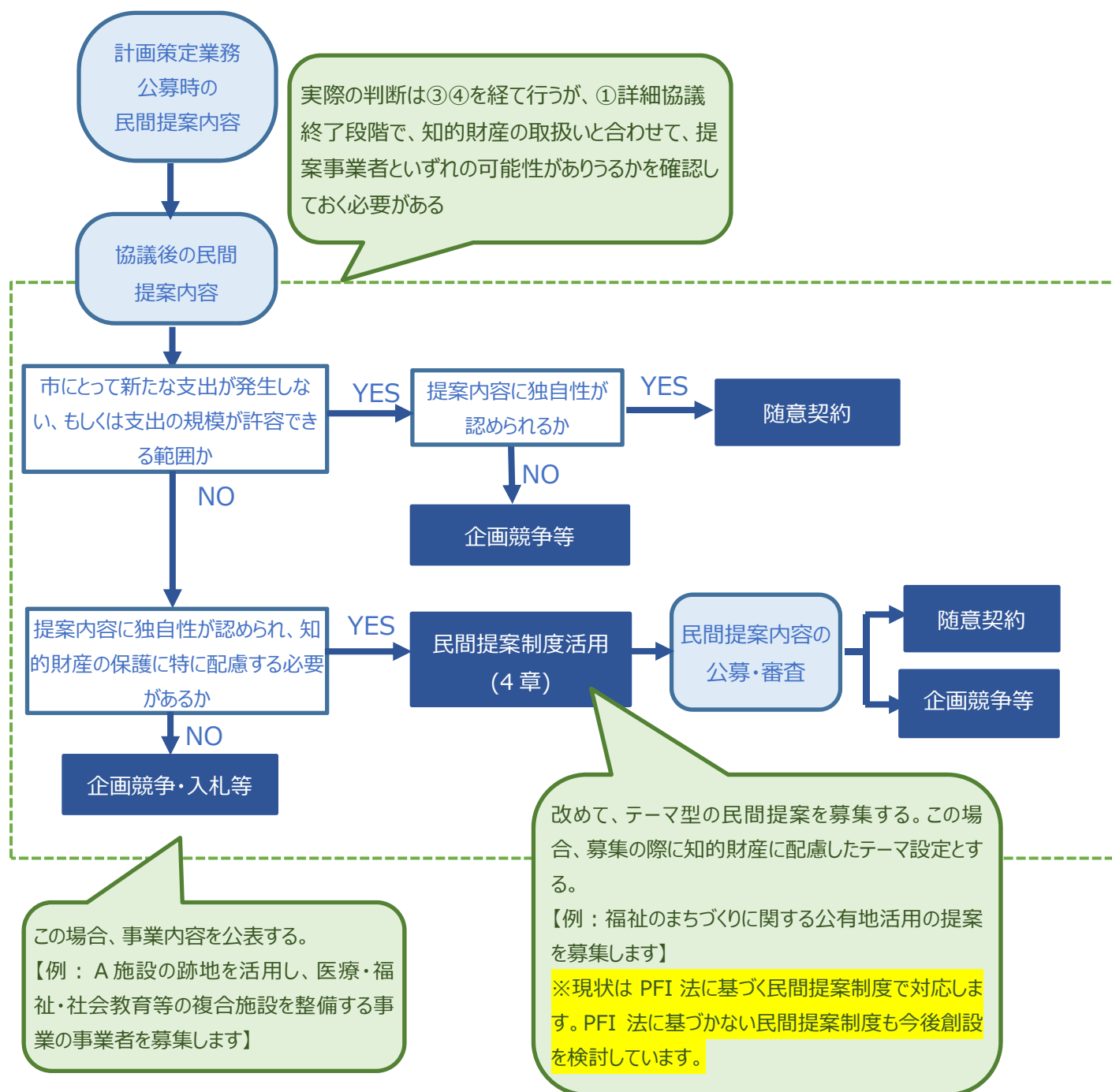
協議の開始にあたり、下記の内容について市・事業者で作成し、合意しておくことが望ましい。

- ・協議計画、工程（協議回数、協議内容、スケジュール等）
- ・協議に関する詳細ルールの取り決め（協議取り止め判断の基準と対応、協議期間等の見直し
基準、費用負担、リスク分担の詳細等）
- ・事業化が取決め期間内に決定しなかった場合の、その後の取扱い（知的財産権の扱いやリスク分担、継続協議・研究する場合の民間事業者の費用負担等）
- ・協議中に新たな技術・権利等が発生した場合の対応（発生した場合は市と事業者で協議の上所有を決める、等）

b 協議後の事業取扱いについて

協議結果に応じて、事業選定方法の検討の前に、知的財産の取り扱い含めて事業者と同意し、事業者選定の方向性を大まかに決めておく必要がある。事業者選定の方向性検討フローは図表 10 のとおり。

図表 10 【事業者選定の方向性検討フロー】



②事業化の決定

事業化を決定する際の必要決定事項や留意点については以下のとおりとします。

a 事業化決定の判断方法

- ・詳細協議を経て、事業化するかどうかの採否を決定する。
- ・事業化決定の判断基準としては、⑦において民間提案の実行性を判断した際の視点を基本的な基準とし、協議結果を踏まえて判断する。加えて、協議によって具体化された事業費やその他事業詳細について、実現性やコスト面の評価を行う。
- ・事業化決定は、高砂市公共施設マネジメント推進委員会において決定する。

b 事業化決定時にとりまとめる内容

協議結果、および庁内検討結果を踏まえ、事業化決定時に以下の内容について案を決定し、とりまとめる。

- ・事業名称
- ・事業場所、区画等の詳細
- ・仕様
- ・事業期間
- ・事業費の見込み
- ・事業スキームの想定（官民の関係性、事業費負担の想定等）
- ・PFIによる実施の可能性

c 手続きにおける留意点

事業内容や事業期間、事業費の見込みを踏まえ、予算化の手続きと時期について準備しておく必要がある。

d 事業化が決定されなかった場合の対応方針

事業化決定を一時見送り再協議等する際の対応（継続的な協議に関する約束事や提案内容の保護期間等に関する取り決め）

③市場調査

ここでは、民間提案事業の市場性および独自性の確認を目的とした市場調査を実施するにあたり、方法や留意点について記載します。

【記載すべき項目】

a 市場調査の実施有無の判断

事業内容について、市場性や提案事業者の独自性について確認する必要がある場合、市場調査を実施する。

b 市場調査の方法、項目

市場調査の方法としては以下の方法が想定される。方法と目的に応じて、事業内容や要求水準、事業費等に関する調査項目を作成する。

- ・サウンディング型市場調査（公募もしくは個別実施）
- ・RFI

c 市場調査の活用方法

市場調査の結果として事業の市場性や独自性についての情報が得られる。結果は、事業者選定方法の検討や実施要領の検討に、以下の例のように活用することが想定される。

- ・独自性が十分にある場合は随意契約も念頭におく、市場性が十分あれば公募を念頭に置く等
- ・独自性・市場性に応じて、実施要領において優遇措置を検討する等

④事業者選定方法の検討

事業者選定方法を検討する際の、基準や留意点については以下のとおりとします。

a 選定方法の判断基準

随意契約とするかどうかの判断は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するかどうかによって判断する。判断にあたっては、計画策定業務公募時の評価や協議、市場調査等によって確認してきた、市場性や独自性を整理し、判断の材料とすることが想定される。

- ・競争とする場合は、その内容により選定方式を決定すること。
- ・PFIで実施する場合には、「高砂市PPP(公民連携)導入指針」を参照し、以降の検討を行うこと。その際、PFI法に基づく民間提案を受け付けるかどうか、受け付ける場合は受付有効期間について検討し、公表すること。

b 外部評価有無の検討と方法

事業者選定方法の検討は、必要に応じて外部有識者を含めた審査委員会において検討する。特に随意契約の可能性がある場合、外部有識者が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するかどうかを審査する必要がある。

(参考 他自治体事例)

●我孫子市

- ・審査は外部の委員で構成された審査委員会が、審査基準に基づき審査し提案の採否を決定します。
- ・審査委員会は常任の審査委員と提案の分野毎に任命する専門委員で審査します。
- ・審査にあたっては、提案者と担当課にヒアリングを実施します。

●鳥取市

(2) 提案審査

本市が設置する鳥取市公共施設マネジメント民間提案審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において、有効提案について審査を行います。

ア 審査委員会は、原則として提案内容に関連する本市各部署の長で構成し、必要に応じて外部有識者を含めることとします。

⑤実施要領の検討

実施要領作成における検討事項や留意点については以下のとおりとします。

a 発注方式検討の考え方

事業内容、協議結果、市場調査の結果等を踏まえて、仕様発注か性能発注かを判断する。

(参考 他自治体事例)

●国土交通省 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン

| 項目 | 性能発注による民間委託 | 仕様発注による民間委託 |
|----------------------|--|--|
| ① 民間企業の役割 | 運転主体者 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れ、基準値以下まで処理して放流するための一連の業務を提供 | 地方公共団体の補助者 施設の運転方法等、仕様書に記載された内容を満足するための役務の提供 |
| ② 委託業務の範囲 | 包括的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務、物品管理業務（消耗品、燃料、薬剤等の受発注を含む）等を一括して受託 | 限定的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務等については、業務仕様が規定されている上、燃料、薬剤等については支給される場合が多い |
| ③ 契約年数 | 複数年 | 単年度 |
| ④ 委託業務遂行における自由度 | 大きな自由度 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則 | 限定的 監査への対応等のため、「下水道施設維持管理積算要領—終末処理場 ポンプ場施設編—」(以下、「積算要領」という。)に定めた人員の確保を求められることもある |
| ⑤ 責任分担 (契約に基づくもの) | 明確に規定 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れた場合、責任を持って基準値以下まで下水を処理する必要がある | 契約書上は明確な規定なし(「甲乙協議」等で代替) 仕様書に記載された役務の提供を行っている限り、処理水が基準値を上回っていても、責任は地方公共団体にある |
| ⑥ 維持管理効率化に向けたインセンティブ | 働きやすい 民間企業の創意工夫が民間企業にとってのメリットにもつながることから維持管理業務の効率化が期待される | 働きにくい 民間企業の創意工夫を反映できる余地が少なく、維持管理業務の効率化は期待しにくい |

b インセンティブの考え方

提案者優遇の考え方を検討する。検討のパターンとしては以下のとおりである。

- ・評価点に反映する。反映方法としては以下のパターンが想定される。
- ・先行して協議をしている優位性があるので評価点には反映しない。

c 通常の公募における実施要領作成の基準

通常公募資料に必要な項目等については、別に定める。

⑥ 受付・審査

公募受付・審査段階における留意点については以下のとおりとします。

a 受付・審査、質問回答等の窓口の役割分担

・提案受付、質問受付の窓口は事業の所管課とする。ただし、本ガイドラインに関する質問については、公共施設マネジメント室から回答する。

・審査は、客観性や公平性の確保に配慮し、高砂市公共施設マネジメント推進委員会にて行う。

⑦ 事業者選定・結果通知

事業者選定・結果通知を行うにあたっての留意点については以下のとおりとします。

a 選定結果の通知方法

・選定結果はメールにて通知するとともに、次に掲げる内容を市ホームページにより公表する。

(1) 最優秀提案者の名称と総合点数

(2) その他の参加者の名称※と総合点数

※名称は、「B社、C社、…」と表す。

⑧ 随意契約の締結

随意契約の締結における留意点については以下のとおりとします。

a 契約の締結時期

事業者と本市は、次に定める時点において契約を締結する。

ア 予算措置が必要な場合は予算措置が成立した時点

イ 予算措置が不要な場合は協議が成立した時点

⑨ 事業実施

第6章 PPP/PFI 推進に関する本市の基本的な姿勢について

本章では、市としての民間事業者や民間提案内容に対する基本的な考え方・姿勢を示します。

1 基本的な考え方

本指針においては、PPP 手法導入、企画競争、民間提案など、民間事業者との関わりを持つ様々な機会・形を示しています。いずれの場合も、公共性や競争性、公平性の確保に努めるとともに、民間事業者の持つノウハウ・技術等の知的財産を尊重し、本市との連携によってその価値が損なわれないよう最大限配慮することを基本的な姿勢とします。

2 提案に際する準備の取扱い

提案書作成等の、民間事業者からの提案等に要する費用は民間事業者が負担するものとします。ただし、提案に際して必要な情報の公開や相談等については、本市が可能な限り対応できるよう配慮します。

3 民間提案の取扱いについて

基本的な考え方に示したとおり、民間事業者との連携にあたっては、民間事業者の持つノウハウ・技術等に十分な配慮が必要です。特に、民間提案に際しては、民間事業者の持つノウハウ・技術力を集めた提案の実施やその後の協議にかかるコスト等の負担が大きくなる傾向にあります。民間事業者の提案意欲向上のためにも、随意契約を行うことも含めて、提案が選定された場合の十分な優遇措置（インセンティブ）を検討することとします。

4 民間事業者の知的財産に関する取扱い

民間事業者の知的財産については、当該情報を公表しないと実施方針案が策定出来ない場合で、かつ民間事業者の了承を得たものを除き、原則として公表しないものとします。

当該情報が知的財産に該当するか否かについては、客観的な一律の基準はないことから、事前相談や協議に基づいて該当する範囲を取り決めるとともに、それらの知的財産に対する当該提案者の権利その他正当な利益の保護を行います。

第7章 検討事例

1 計画策定と合わせた事業者提案の実現およびガイドラインの作成

- ・公共施設等の適正なマネジメントを行うためには、計画に基づく事業が確実に実現されることが必要である。また、持続可能な財政運営のためには、官民連携による事業の推進が不可欠である。そのため、計画策定業務公募と合わせて関連事業者提案を募集する、新しい民間提案スキームを構築する。

- ・上記スキームは、その他分野の計画においても実効性を高めるために有用である。また、小規模自治体や事業実現が急がれる場合など事前のルール整備が難しいケースにも活用可能である。そのため、他分野・他自治体への横展開に資するガイドラインを作成する

(1) 先行モデルケースとして事業者提案を募集

公共施設保全計画策定業務プロポーザルと合わせて事業者提案を実際に募集した。

この提案を受け、公共施設の保全を効果的に進めるためには、施設の包括管理業務委託が有効であること、また、現在新庁舎を建設中であることの本市の特性に即した提案である「庁舎を核とした包括管理」を採用した。

庁舎整備の各段階を踏まえ、新分庁舎・既存本庁舎等を対象とする包括管理を1期として先行着手することとした。新本庁舎整備後の2期包括管理は、他施設も視野に入れた包括管理を検討する。

(2) 中小規模の自治体でも活用できるガイドライン案作成

- ・上記の経験を踏まえ、汎用性を念頭においた募集プロセスの検討（異なるケースで発生しうる懸念事項の対応等）を行った。

- ・1期公募に向けたスケジュールや事業者選定方法について検討し、2019(令和元)年公募に向けてとりまとめた。

- ・実際の実施・検証を踏まえた、汎用性の高いプロセスを検討し、ガイドライン中間案に反映した。

- ・今後、他分野や他自治体への横展開を行うことを前提とし、多様な状況を想定した留意点や手法例を示すガイドラインとしている。

(3) 民間の工夫をさらに求めるインセンティブの検討

公共施設等包括管理をより効果的に導入するために、現契約をまとめるだけでなく、さらなるサービスの質向上、収支改善の取組が求められる。このような事業者の工夫(収益事業等)が事業者にとってインセンティブとなるような新しいスキームを構築し、本市事業における導入を検討する。

2 PPP手法に基づく事業発案に対する検討

今後、PPP手法を活用する可能性のある事例について、どのように事業発案までを構築するか「向島公園周辺の一体活用」について検討を行った。

指定管理施設 向島公園、青年の家、向島多目的グラウンド
県から管理受託施設 県立高砂海浜公園

現在、別々の指定管理者である3施設の指定管理の期間を統一、次期募集時に3施設のグループ化により指定管理者を募集することとした。

検討方法 データを活用した研究
市民とのワークショップの開催
若手職員の検討プロジェクトチームの設置
民間事業者へのサウンディング調査、トライアル・サウンディング実施

様式 1【PPP 手法導入検討シート】

| | | | | |
|----------------|---------|---|--|--|
| 事業担当課 | | | | |
| 事業名称 | | | | |
| 事業目的 | | | | |
| 想定スケジュール | | | | |
| 施設の建設（改修）を含む場合 | 用地 | 場所 | 高砂市 | |
| | | 用地確保 | <input type="checkbox"/> 市有地 <input type="checkbox"/> 民有地（買収・賃借） | |
| | | 用地面積 | m ² | |
| | | 計画上の規制 | 用途地域： 建蔽率： % 容積率： % その他： | |
| | 建設 | 延床面積： | m ² | |
| | 事業費（概算） | 建設費 | 〇〇〇〇百万円 | |
| | | 維持管理運営費 | 〇〇〇〇百万円／年 | |
| | 補助制度 | <input type="checkbox"/> 有（制度名称・内容） （ ） <input type="checkbox"/> 無 | | |

様式2【PPP手法導入チェックリスト】

| 事業担当課 | | | | |
|------------|------------------|---|----------|----|
| 事業名称 | | | | |
| 項目 | | 判断基準 | 評価 手法 | 理由 |
| 評価① 適合性 | 1)民間事業者 のノウハウ | 民間事業者がノウハウを 生かして創意工夫が期待 できるか | | |
| | 2)収益事業 | 使用料・利用料等による収 益が見込めるか | | |
| | 3)リスク分担 | 民間と公共で明確にリス ク分担ができるか | | |
| | 4)市民サービ スの向上 | 安定的・継続的なサービス 需要が見込まれるか | | |
| 評価② 実現性 | 1)法令上の制 限 | 事業主体が民間事業者にな ることが制限されていないか | | |
| | 2)財政負担 | 事業期間全体について財 政負担の縮減が図られる か | | |
| | 3)事業スケジ ュール | 事業の開始までに時間的 余裕はあるか | | |
| | 4)参加業者の 見込み | 多くの民間事業者の応募 が見込まれ、競争による効 果が期待できるか | | |
| 評価の記載例 | | | | |
| ○ | 手法が適している | | | |
| △ | 手法が一部適している | | | |
| × | 手法が適していない | | | |

様式3【PPP手法導入評価シート】

①定量的評価

| | 従来型手法 | フローによる手法 |
|----------------|-------|----------|
| 整備等（運営等を除く。）費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 運営等費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 利用料金収入 | | |
| <算出根拠> | | |
| 資金調達費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 調査等費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 税金 | | |
| <算出根拠> | | |
| 税引後損益 | | |
| <算出根拠> | | |
| 合計 | | |
| 合計（現在価値） | | |
| 財政支出削減率 | | |
| その他 （前提条件等） | | |

②定性的評価

| | 従来型手法 | フローによる手法 |
|----------|-------|----------|
| 管理運営の効率化 | | |
| 施設の目的・機能 | | |
| 市の関与の度合い | | |

高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例

(設置)

第1条 市の公共施設マネジメント(公共施設の最適な配置及び有効活用並びに財政負担の軽減及び平準化を図り、持続可能な行政経営を行う観点から、公共施設を総合的かつ計画的に管理し、運営し、及び活用する市の取組をいう。次条において同じ。)について必要な事項を調査審議するため、高砂市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、公共施設マネジメントに関する次の事項について、調査審議する。

- (1) 公共施設等総合管理計画(公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。次号において同じ。)に基づく取組の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画の見直しに関すること。
- (3) 公共施設に係る公民連携事業に関すること。
- (4) 指定管理者制度に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員は、3人以上でなければならない。

4 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員及び議事に関係のある」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会及び専門部会の庶務は、政策部公共施設マネジメント室において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に開かれる委員会及び専門部会は、委員会にあっては第6条第1項の規定にかかわらず市長が、専門部会にあっては第8条第7項において読み替えて準用する第6条第1項の規定にかかわらず委員長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表総合政策審議会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------|------|----|--------|
| 公共施設マネジメント推進委員会 | 委員 | 日額 | 9,000円 |
| | 臨時委員 | 日額 | 9,000円 |

参考(第8条第1項関係)

| 委員会の名称 | 担当事務 |
|-----------|---|
| 指定管理選定委員会 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定に関する業務 |
| 指定管理運用委員会 | 指定管理者及び施設を所管する部署のモニタリングの状況を検証し、かつ施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う業務 |